

「たすけあい桂川」会則（案）

（名 称）

第1条 この会は、「たすけあい桂川」（以下「この会」という）と称する。

（目 的）

第2条 地域で安心して住み続けることができるよう、一人ではどうにもならない、ちょっとした日常の困りごとのお手伝いを、会員相互に実施することを目的とする。なお、この活動を通じて、支え合える地域や助け合いのネットワークづくりを目指す。

（会 員）

第3条 この会の趣旨に賛同し、所定の会費納入をもって会員とする。なお、以下の会員で構成する。

- (1) 利用会員：桂川町在住で、日常生活上支援を必要とする者
- (2) 協力会員：年齢・性別・資格は問わず、この活動に理解と熱意があり、第7条に定めるサービスを行う者
- (3) 賛助会員：この会の趣旨に賛同し、経済的に援助してくれる者

（入 会）

第4条 利用会員及び協力会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出する。

（会 費）

第5条 年会費は1,000円とする。なお、賛助会費は一口1,000円とする。

（事務局）

第6条 この会の事務局を桂川町社会福祉協議会事務局内に置く。

（サービス内容）

第7条 この会が提供するサービス内容は以下の通りとする。

- (1) 家事援助（掃除・洗濯・調理・買い物・ゴミ出しなど）
- (2) 外出支援（買い物・通院・外出・その他の支援）
- (3) その他の支援（簡単な草取り・話し相手・パソコンの操作など）
- (4) その他、この会の目的達成に必要と認める活動

（役 員）

第8条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 査 1名
- (5) コーディネーター 若干名

（役員を選出）

第9条 この会の役員は、役員会で選出し総会において承認を得る。

(役員及び協力会員の任務)

第 10 条 この会の役員は次の任務を行う。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する
- (3) 会計はこの会の会計に関する事務を行う
- (4) 監査はこの会の会計を監査する
- (5) コーディネーターは、サービス調整及び会員相互の連絡等を行う
- (6) 協力会員は、より良いサービスの提供に努める

(役員任期及び補充)

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会及び定例会)

第 12 条 この会の活動日は、以下の会合を定期開催する。

- (1) 総会：年度初めに開催し、前年度の事業報告・収支決算及び当年度の事業計画・予算について協議する
- (2) 定例会：偶数月の第 4 水曜日に開催し、活動報告、スケジュール調整、サービス内容などについて話し合う

(会計年度)

第 13 条 この会計は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(利用料)

第 14 条 サービスを利用した会員は下記の金額をサービス提供会員へ支払う。

- (1) 協力会員一人につき、サービス 30 分あたり 300 円
- (2) 15 分程度のゴミ出しについては 1 回 200 円
- (3) サービス提供時に個人の車を利用する場合、100 円の加算
- (4) 実費については、利用会員の負担とする

(謝礼金)

第 15 条 サービスを提供した会員は、30 分あたり 250 円（ゴミ出しについては 1 回 150 円）の謝礼金を受け取る。なお、残金は運営費として会の会計に納める。なお、車の提供時は支払われた全額を受け取る。

(退 会)

第 16 条 会員が年度途中で退会するときは、その旨を会長に届けなければならない。

(保 険)

第 17 条 サービス提供中の事故についての補償は、本会が加入する福祉サービス総合補償の適用範囲内で対応し、その他の責任は一切負わないものとする。

(個人情報保護)

第 18 条 個人情報が記載された書類などを適切な方法により保管し、この情

報が他に漏れないようにしなければならない。また、協力会員は活動で知り得た個人情報などを第三者に漏らしてはならない。なお、退会後も同様とする。

(会則の変更)

第 19 条 会則に支障が生じた場合、役員で話し合い、適宜会則の変更をする。

(その他)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、運営に支障が生じた場合は、役員で話し合う。

付 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。